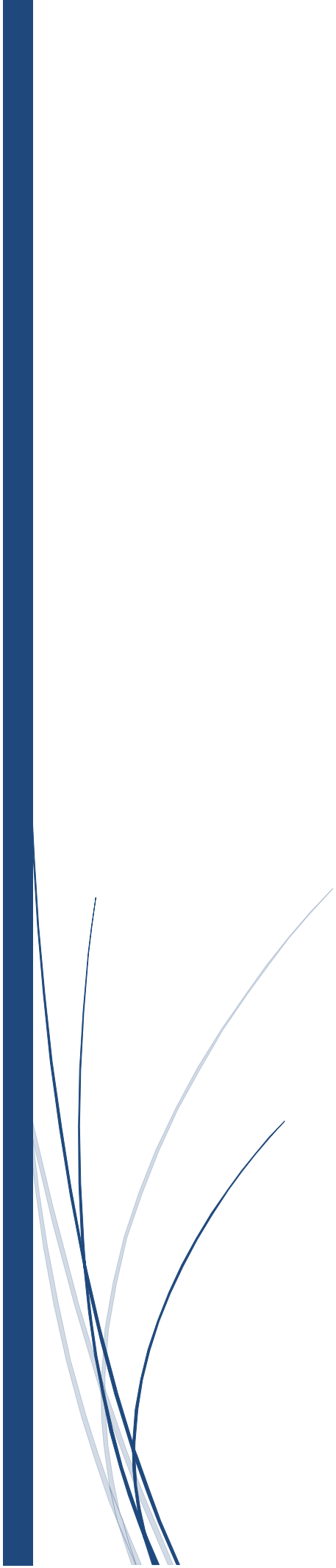




新たなデータ流通取引 に関する検討事例集

【第 1 分冊】

2020 年 9 月

総務省
経済産業省

目次

1. はじめに.....	2
1.1 データ流通取引に関する検討事例集について.....	2
1.2 本事例集の位置づけ	4
2. 本 WG で相談があった事例について	5
2.1 個別事例の検討結果について	9
2.1.1 <検討事例 1>データ分析プラットフォームによるデータ活用	10
2.1.2 <検討事例 2>修学データの流通.....	14
2.1.3 <検討事例 3>タッチポイント技術を活用したマーケティングサービス	19
2.1.4 <検討事例 4>健康診断データの活用.....	23
2.2.1 <検討事例 5>カメラ画像のマルチユース活用事例.....	27
2.2.2 <検討事例 6>カメラ画像を用いた顔認証によるポイント付与とサービスの提供	31
2.3.1 <検討事例 7>ドライブレコーダー映像の利用流通に関するご相談.....	34
2.3.2 <検討事例 8>個人の動体に特化した AI モデルの開発と利用流通.....	39
3. おわりに.....	42

1. はじめに

1.1 データ流通取引に関する検討事例集について

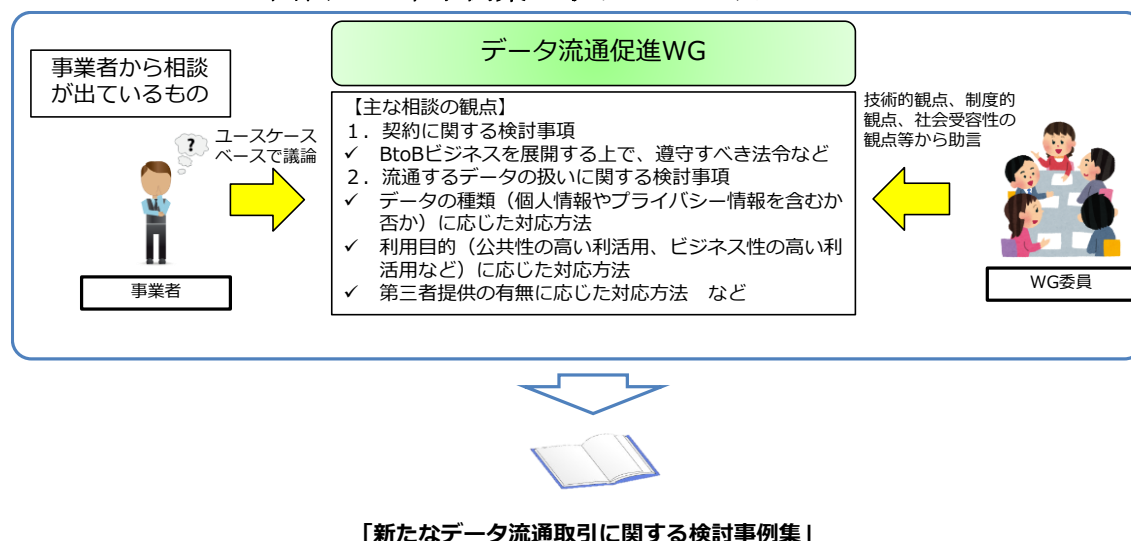
IoT（Internet of Things：モノのインターネット）で様々な機器やデータ等がつながり、業界横断した活用が進むと、ビジネスや社会全般に大きな革新をもたらすと期待されている。他方で、センサー等の機器の発達によって、取得されるデータにも変化がみられ、生活者のプライバシー侵害や、生活者が望まない形でデータが利用されることに対する漠然とした不安を抱えていること、第三者提供に係る本人同意の取得が困難であること、事業者による囲い込みにより、業界横断したデータ流通が進まないこと等、様々な理由で事業者がデータ利活用を躊躇していることが指摘されている。

このような背景に鑑み、「IoT 推進コンソーシアム（以降「本コンソーシアム」という。）」では、2016 年 1 月に「データ流通促進ワーキンググループ（座長：森川博之東京大学教授。以降「本 WG」という。）」を本コンソーシアムの下に設置し、データを活用した BtoB ビジネスを検討している事業者から寄せられた相談事項（契約に関する事項、流通するデータの扱いに関する事項等）に対して、本 WG 委員より、技術的観点・制度的観点・社会受容性の観点等から、その解決に向けた助言等を行うことで、事業化への後押しを行っている。

「新たなデータ流通取引に関する検討事例集【第 1 分冊】」（以降「本事例集」という。）は、2018 年度から 2020 年 5 月までに本 WG で検討した事例について、ビジネス全体像、事業者からの相談内容、本 WG 委員から助言があった内容等を整理し、公表するものである¹。

¹ 2020 年 5 月に実施した WG は、2019 年 3 月に実施予定であったところ、新型コロナウイルス感染症の影響にて、開催日程が延期されたものである。そのため、当該 WG の相談事例については、2018 年度並びに 2019 年度の相談事例とまとめて公表することとした。

図表 1 本事例集の取りまとめイメージ



※ 本WGで相談があった事例毎に、概要及び事業者が悩んでいる課題に対して、本WG委員から助言があった内容を、**社名を特定できないよう整理した上で整理している。**
 ※ 年度毎に別冊として公表予定。

図表 2 データ流通促進ワーキンググループ 構成員（順不同・敬称略）

区分	氏名	所属
座長	森川 博之	東京大学大学院 工学系研究科
委員	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所
	上田 淳	一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) 株式会社日立製作所
	菊池 浩明 (2019 年度より)	明治大学 総合数理学部
	クロサカタツヤ	株式会社企
	崎村 夏彦 (2020 年度より)	OpenID Foundation
	穴戸 常寿 (2018 年度のみ)	東京大学大学院 法学政治学研究科
	高橋 克巳	NTTセキュアプラットフォーム研究所
	寺田 眞治	一般社団法人融合研究所
	林 いづみ	桜坂法律事務所

1.2 本事例集の位置づけ

本事例集の位置づけは以下のとおりである。データ流通を伴う BtoB ビジネスを検討している事業者が、下記の事項を踏まえた上で本事例集を参照することで、検討すべき事項や解決の参考に資するものとなれば幸いである。

- 本 WG では、事業者から相談があった事例に対して、事業の背景（取り巻く環境や実施規模等）やデータ保護と利活用のバランス等を踏まえた上で、本 WG 委員から助言された解決のための対応案等を整理しているものである。そのため、本書に記載している内容は全ての類似の事例に当てはまるものではないとともに、事業者が配慮すべき事項を網羅するものではない。
- 本書で記載している個々の助言内容（配慮すべき事項等）は、あくまでも当事者間の自由意志に基づき決定されるものであり、本書の内容を検討すること及び契約等に定めることを当事者に強制するものではない。
- データ流通取引を行う事業者は、本書の他に、別途法令上の義務（消費者契約法・特定商取引法、知的財産法、個人情報保護法等）や、データ特有の留意事項についても検討（必要に応じて、弁護士等の専門家に相談）した上で取引を実施する必要がある。
- 本事例集に記載の本 WG 委員からの助言内容の法的解釈等については、個人情報保護委員会の確認を得たものではない。

2. 本 WG で相談があった事例について

2018 年度から 2020 年 5 月までに本 WG で扱った事例の一覧を下図表に示す。

図表 3 本 WG で扱った事例一覧

ユースケース	概要	扱うデータ	事業者から相談があった内容	相談日	ページ番号
<検討事例 1> データ分析プラットフォームによるデータ活用	各地域（ローカル PF）に集積された観光客を中心としたデータの提供を受け、PF 横断したデータ分析等を行う基盤を提供するもの。	- 観光客のデータ（国籍、趣味嗜好、訪れた観光地、購買データ等） - 上記を匿名加工したデータ	匿名加工情報の作成と利用を同一法人で実施する際の法的観点からの制約 他	2018/8/1	10
<検討事例 2> 修学データの流通	本人同意の下で修学情報を取得・分析等で活用するとともに、匿名加工し、第三者提供するもの。	- 修学データ - 上記を匿名加工したデータ	- 匿名加工情報の作成方法 - 提供先の信頼性確保の方法 他	2018/8/1	14
<検討事例 3> タッチポイント技術を活用したマーケティングサービス	施設（小売店等）に来場したお客様の店内の動き、及び施設横断（事業者横断）した動き等を一定期間において把握する仕組みを提供するもの。	来店客のデータ（端末 ID、アクセス日時、タッチポイント ID（≡行動履歴）等）	- 扱うデータの個人情報の該当性 - プライバシー等の観点からの配慮事項 - データ提供に関する同意取得方法 他	2018/12/20	19

ユースケース	概要	扱うデータ	事業者から相談があった内容	相談日	ページ番号
<検討事例 4> 健康診断データの活用	健康診断を受けた本人が健診機関から健診データを入手し、健診結果とその経年経過をいつでも確認できる仕組みを提供するもの。	・ 受診者の基本情報（氏名、性別等） ・ 健診データ（保険者番号、検査記録等） ・ 受診者の生活に関するデータ（睡眠時間、歩数の推移等）	・ 健診機関から健診データを取得するにあたっての留意事項（開示請求に関する制度上の制限、健診機関との契約形態等） 他	2018/12/20	23
<検討事例 5> カメラ画像のマルチユース活用事例	公道に設置されたカメラで撮影した画像を、異なる事業者が地域振興および防犯のそれぞれの目的のために活用するもの。	・ カメラ画像（各カメラ設置エリア通過時に撮影される人物画像） ・ カメラ画像から自動計測した人流データ（歩行者数、性別、年齢）	・ 複数事業者による異なる目的でのカメラ画像活用のための通知・公表の方法と制約について 他	2019/11/25	27
<検討事例 6> カメラ画像を用いた顔認証によるポイント付与とサービスの提供事例	店舗に設置されたカメラで撮影した画像から個人の特徴量を抽出し、顔認証を行うことによりポイントの付与とサービスの提供をするもの。	・ カメラ画像（店舗内に設置されたカメラで撮影される人物画像）。 ・ カメラ画像から抽出した顔画像の特徴量データ ・ 特徴量データから推定した属性情報に仮 ID を付	・ 来店者に対する事前告知・通知と情報発信の方法について 他	2019/11/25	31

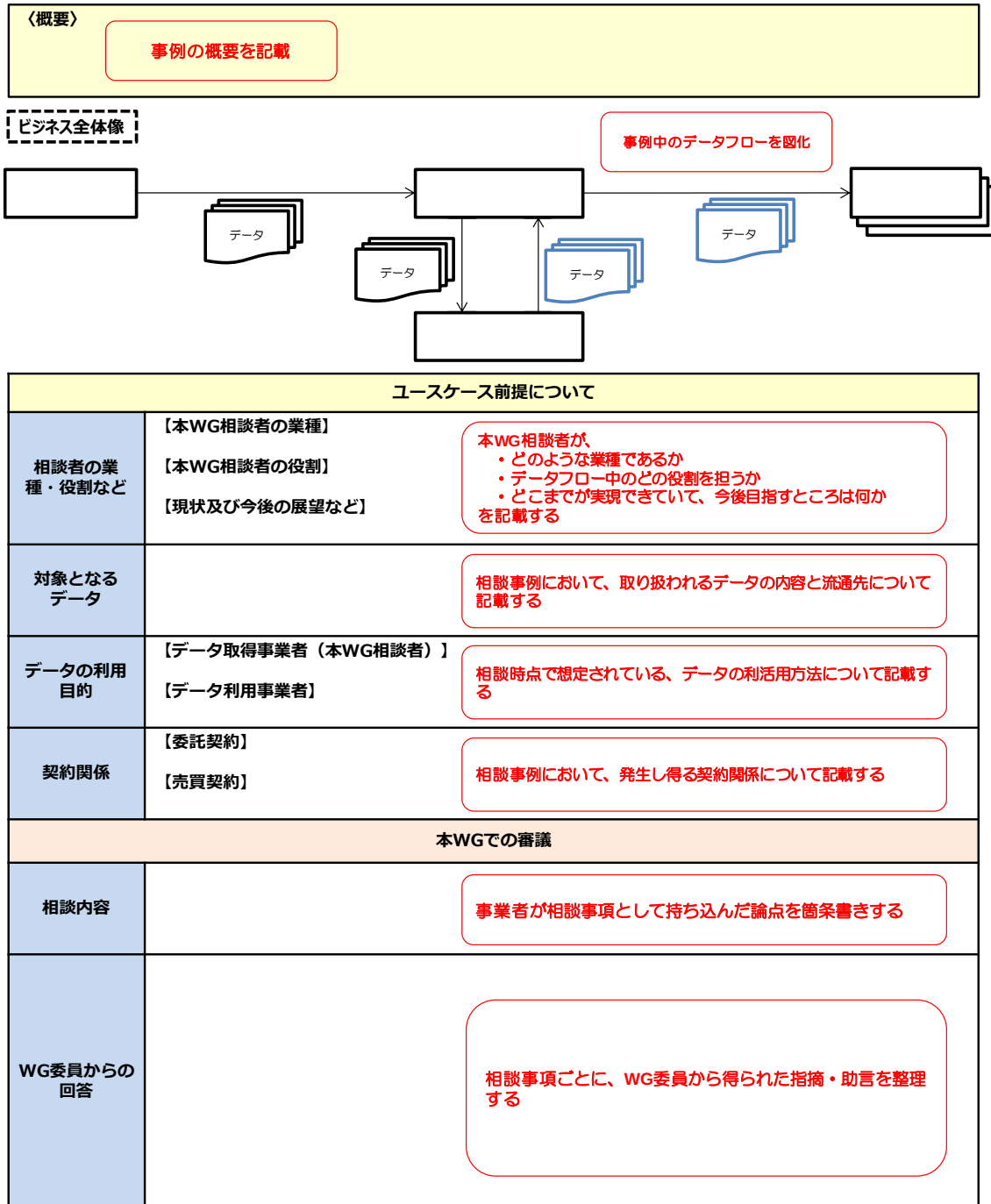
ユースケース	概要	扱うデータ	事業者から相談があった内容	相談日	ページ番号
		し、個人を識別できない形で分析・活用したデータ			
＜検討事例 7＞ ドライブレコーダー映像の利用 流通	AI 技術開発事業者が、「自動運転における物体の認識」と「運転者の安全運転」を目的として営業車両保有事業者にドライブレコーダーの映像データ取得を委託する。取得した映像データを AI の学習用データとして利用するモデル。	・ ドライブレコーダー映像	・ ドライブレコーダーで撮影した映像の個人情報・個人データ該当性 ・ データの取得主体の義務 ・ 撮影の際に必要な通知及び公表内容とその方法	2020/5/27	34
＜検討事例 8＞ 個人の動体に特化した AI モデルの開発と利用流通	AI ベンダーが、業務委託契約に基づき、顧客企業の従業員が装着するウェアラブルデバイスから取得した従業員の動体データをもとに、個人の動体に特化した AI 学習済みモデルを開発する。作成した AI データ	・ ウェアラブルデバイスで収集した活動データ ・ 活動データを用いて作成した AI 学習済みモデル	・ 個人の動体に特化した AI 学習済みモデルの個人情報該当性 ・ 顧客企業と共同開発した AI データの権利関係 ・ 顧客企業の従業員から個人データ利用の同意を取得する方法と配慮すべき従業員のリスクについて	2020/5/27	39

ユースケース	概要	扱うデータ	事業者から相談があった内容	相談日	ページ番号
	をもとに業務支援を実施する。 顧客企業 A との契約に基づき作成した AI 学習済みモデルを、別途業務委託契約を締結した顧客企業 B への業務支援のために利用するモデル。				

2.1 個別事例の検討結果について

本項では、本 WG で取り扱った個別事例の概要と、本 WG 委員からの助言内容について示す。具体的には、以下の要素で構成されており、各要素についての解説は以下のとおりである。

図表 4 個別事例の検討結果の見方

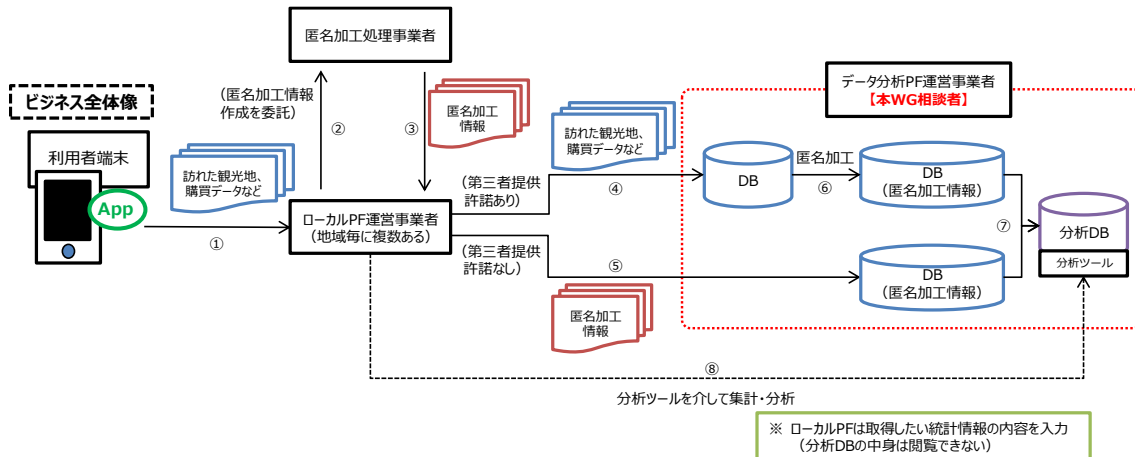


なお、本項に記載する個別事例の検討結果は、各社の事業に係るものなので、事業が特定されてしまう内容（社名、サービス名、サービス内容の詳細等）は伏せている。（本 WG の審議においても、原則非公開で実施している。）

2.1.1 <検討事例 1>データ分析プラットフォームによるデータ活用

<概要>

各地域（ローカル PF）に集積された観光客を中心としたデータの提供を受け、PF 横断したデータ分析等を行う基盤を提供するモデル。



ユースケース前提について

相談者の業種・役割など	【本 WG 相談者の業種】 ■ システムの設計・開発、及びデータ分析を行う事業者 【本 WG 相談者の役割】 ■ 地域にある複数のローカル PF から観光客のデータを収集し、そのデータを基に、分析を行うためのデータを生成する。 ■ 上記生成したデータを分析するためのツールを、ローカル PF 運営事業者へ提供する。 【現状及び今後の展開など】 ■ 本モデルの事業化に向けた実証実験を実施中。
対象となるデータ	【本 WG 相談者が取得するデータ】 ■ 観光客の基本情報（国籍、生年月日、性別、趣味嗜好等） ■ 観光客の行動情報（移動情報（日時・緯度経度）、購買情報（決済日時、場所、購入金額）等） ➢ 基本情報・行動情報と共に、第三者提供の許諾を得た場合のみ取得する ■ 上記の基本情報、行動情報を基に匿名加工した情報 【本 WG 相談者が提供するデータ】

	■ 観光情報分析結果 ➤ 本 WG 相談者は、ローカル PF 運営事業者から提供を受けたデータを基に分析結果を作成する。 ➤ 本 WG 相談者は、ローカル PF 運営事業者に対して、分析結果を条件ごとに抽出するためのツールを提供する。（基となる分析結果自体は提供しない。）
データの 利用目的	【ローカル PF 運営事業者】 ■ 本 WG 相談者から提供を受けた分析ツールを介して得られた、観光客の属性や行動等に関する統計情報を基に、観光振興等の提案等を行う。
契約関係	【データ取得の同意取得】 ■ 観光客⇔ローカル PF 運営事業者（アプリ利用規約を用いて同意取得） 【サービス提供契約】 ■ 本 WG 相談者⇔ローカル PF 運営事業者
本 WG での審議	
相談内容	1. 匿名加工情報の作成とデータ分析プラットフォームの運用の両方を同一法人が担う際に配慮すべき事項について 2. 観光客を対象としたデータの匿名加工において考慮すべき事項、特に位置情報（購買時、サービス利用時等）の扱いについて
WG 委員 からの回 答	1. 匿名加工情報の作成とデータ分析プラットフォームの運用の両方を同一法人が担う際に配慮すべき事項について ■ 匿名加工処理事業者と匿名加工情報の利用者が同一事業者となるケースは、法律上禁止されておらず、同一事業者が担う場合に対する認定個人情報保護指針のような制度も見当たらない。監査制度を含む、適切なデータ利活用に係るアカウントビリティの制度については、事業者の自主規制とすることがリーズナブルではあるが、実効性の有無をどのように判断するかが課題となる。本 WG 相談者は複数の関連法人を持つこともあり、それぞれ別の法人により運営されることが適当ではないか。 ■ 他方で、別法人であれば直ちに問題なしとするのでは不十分で、第三者の視点を入れる等、分離の実態を担保できる必要がある。次世代医療基盤法との比較においても、匿名加工処理事業者と匿名加工情報の利用者は別事業者とし、さらに事

	業者間の関係に問題がないことを外部へ説明できることが求められるのではないかな。 ■ 同一の事業者が両者を兼ねる状態を回避する方法の一つとして、データ分析プラットフォーム運用委員会のような組合を組成することも考えられる。これにより、法的には本 WG 相談事業者と組合は別事業者とみなされることになるが、実態が伴わなければ、信頼性をさらに低下させる可能性があることに留意が必要である。 ■ 参考情報として、視聴履歴情報を持つ放送局に関して、放送セキュリティセンターの認定個人情報保護指針では、両者を同一事業者が担うことを認めていない。また、広告代理店では、実態として適切な分離がなされているか議論の余地があるものの、両者は形式上、分離しているケースが多い。さらに、新宿区が 65 歳以上の住民のデータを見守りのために警視庁へ提供することを検討した際、匿名加工前の情報がデータ利用者である警視庁へ渡ることを防ぐため、費用が発生するものの、新宿区側で封書によるオプトアウト作業を実施することとなった事例もある。 2. 観光客を対象としたデータの匿名加工において考慮すべき事項、特に位置情報（購買時、サービス利用時等）の扱いについて ■ 情報の匿名加工において、移動情報と決済・購買情報やサービス利用情報を紐づけた状態で、特定の個人の識別リスクを排除することは難しいと思われるが、一般財団法人日本データ通信協会が公表した「位置情報の十分な匿名化に係るガイドライン」の『4.1.3.出口要件』において、再識別リスクが記載されており、順番に確認しておくことが有効である。これらの要素を順に検討するとよいのではないかな。 ➤ 付帯情報として、移動履歴とその他の情報(決済情報等)との紐づけによる特定の個人の識別リスクを回避する必要がある。 ➤ 場所の特性として、自宅住所が判明するリスクの排除が必要である。観光客であっても、3 か月等、比較的長期にわたり滞在する場合は、配慮が必要となる。 ➤ 集団の規模として、匿名加工の対象とするデータベ
--	--

	スの規模が小さい場合、特定の個人の識別リスクが高まることに注意が必要である。 ■ データの組合せにより、特定の個人の識別リスクも変化する。データ利用者の能力、取得可能なデータを想像し、データ利用者において特定の個人の識別ができないような加工が求められる。 ■ モスクへの訪問等、位置情報の内容によっては、要配慮個人情報(信条の情報)にあたる可能性があることにも留意が必要である。 ■ 訪日観光客の移動履歴は、住所の識別につながらず、比較的扱いやすいデータかもしれない。 ■ 今回は GDPR 対象国居住者のデータ取得を見送っているが、GDPR の思想に則り、目的の実現に必要な情報のみを提供し、それ以外の不要なデータを提供しないという対応を取ることで、GDPR 対象国居住者のデータ取得も可能であると考える。
--	---

	提供先（就職希望先企業等のデータ利用事業者）へ PDF もしくは CSV で提供する。 ■ 修学状況データを匿名加工したデータ ➤ 本 WG 相談者は、複数の外部有識者から構成される「履修履歴データ活用検討会議」に対し、匿名加工したデータ提供の依頼があった企業（データ利用事業者）の審査を依頼し、審査結果に合格した場合に提供する。
データの 利用目的	【データ利用事業者（就職希望先企業など）】 ■ 本 WG 相談者から提供を受けた修学状況データを用いて、就職採用時における判断材料等に用いる。 【データ利用事業者（人材紹介会社など）】 ■ 修学状況データを匿名加工したデータを分析し、企業ニーズと応募者ニーズに合致した就職/転職案内等を行う。
契約関係	【データ取得の同意】 ■ 学生・社会人⇄本 WG 相談者（第三者提供に関する同意を合わせて取得） 【データ提供契約】 ■ 本 WG 相談者⇄データ利用事業者
本 WG での審議	
相談内容	1. 匿名加工情報の作成に当たっての配慮事項について 2. 匿名加工情報の提供先の信頼性確保の方法について
WG 委員 からの回 答	1. 匿名加工情報の作成に当たっての配慮事項について 【基本的な考え方について】 ■ 提供項目の検討に当たっては、匿名加工情報に係るガイドラインを順に確認しながら特定の個人の識別リスクを検討することとなる。まず、大学名から都道府県単位で住所を推定できること、提供データの年度から年齢を推定できることには留意が必要だが、基本 4 情報は含まれていないと評価できる。次に、講義名から特定の個人の識別を容易にする、講義の受講者データベースが流通していないことを確認しておくのがよい。最後に、個人情報の保護に関する法律施行規則第 19 条第 4 号、第 5 号に関連して、特に成績が優秀である等、特殊なケースを削除することが必要となる。 ■ 学科名の提供については、大学ごとに 1 つの学科に含まれる学生数は様々であり、特定の個人が識別されるリスクへの影

	響は異なる。大学の実態に通じているデータ利用事業者の観点から、特定の個人を識別されるリスクが低い提供データ項目を検討するのが適当である。 【特異なデータへの対応（履修者の少ない講義）】 ■ 講義名から特定の個人が識別されるリスクについて、履修者の少ない講義について検討が必要となる。例として、履修者10名の講義について、履修者数から直ちに置換等の加工が必要とまでは言えないが、講義名と学科名等、その他の情報の組合せにより、特定が更に容易となることにも留意が必要である。また、研究室のように講義の履修者をインターネット上で公開している場合も、特定の個人の識別がより容易となるため留意が必要となる。 ■ データ利用者は、少人数講義の情報より、大学名や成績を含む、大人数の講義の情報を重視しているため、少人数講義の情報を削除する対応が有効であると考えられる。 ■ 講義名をカテゴリ別に再分類する対応も考えられるが、データ加工の負荷が高く、サービスの提供コストが増加するため、採用は難しい。 【特異なデータへの対応（成績優秀者）】 ■ 全講義において成績評価が最高評価であるような、成績優秀者への対応について検討が必要となるが、成績優秀者のデータが特異なデータに該当するかの線引きは困難である。 ■ 匿名加工情報に係るガイドラインにおいても特異な記述等の削除が記載されているものの、小学生の身長において170cmという特異な記述を150cm以上という記述に加工するといった内容であり、成績優秀者の加工までは求めていないと考える。少人数講義の情報を削除する程度の対応で十分ではないか。成績評価の区分は4段階程度であることを考慮しても、成績優秀者の加工までは求められないのではないかと。 ➤ 成績優秀者の表彰・公表を行う仕組みがあった場合、特定の個人の識別リスクが増加することに留意が必要。 2. 匿名加工情報の提供先の信頼性確保の方法について ■ データ提供先や利用目的を定めた上で、データ提供先との契約により他の情報との照合の禁止を定めるという対応で方向
--	---

性に問題はない。匿名加工に係る技術的な最大限の努力に加え、照合等による再識別のリスクへ契約等で備えるのが有効である。

- 技術的な対応を行い、提供するデータ項目から容易に特定の個人が識別されるリスクが低いことを確認する必要はあるが、ガイドラインも 100%特定が不可能であることまでは求めている。契約や、コード・オブ・コンダクトにより個人の特定を行わないことを確認することも有効である。
- 情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0 で示された、情報銀行と情報提供先との間のモデル約款の記載事項を参考に、利用目的の特定、再識別の禁止、セキュリティの確保、プライバシーマークの取得、漏えい等のインシデント時の報告等について契約の条項へ含めるのがよい。さらにアメリカでは、監査の仕組みとして報告書の提出等、情報を提供させる条項を定めるものと考えられる。このような契約で定める事項について、データ利用者における遵守状況をチェックできるリストの整備が望まれる。

3. その他について

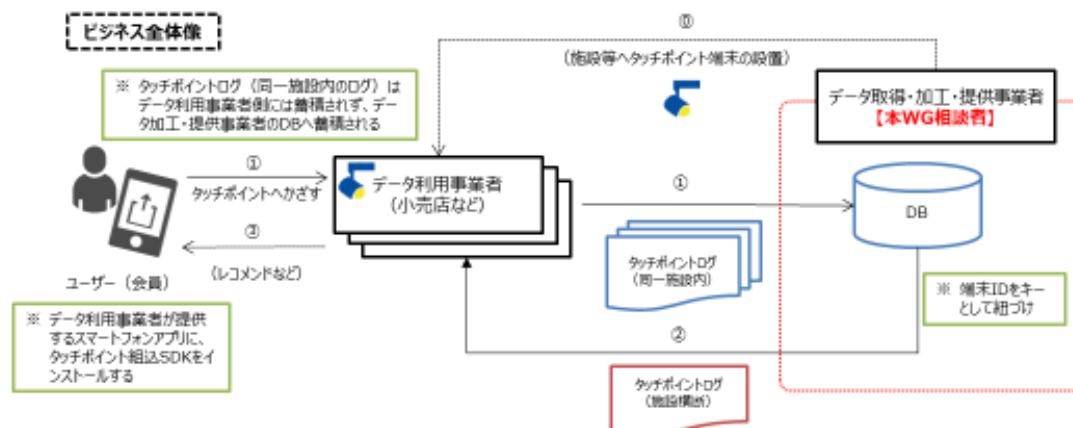
- 本サービスは、特定の個人の成績を把握することが目的ではないこともあり、同一の講義を受講している 2 人の成績を交換する等のデータ交換が有効ではないか。データ交換により、オール 5 の学生もデータ交換の結果である可能性が生まれる。このようなデータ交換は、匿名加工サービスの提案書にも一般的に含まれる内容であり、匿名加工サービスを提供する外部企業へ相談してはどうか。
- 匿名加工情報を作成・提供する、匿名加工情報取扱事業者は、個人情報保護法に従い、作成・提供時に公表を行わなければならない。適切な匿名加工と契約に加え、個人情報の適切な取扱いを確保するためにどのような手段を採っているかを積極的に公開することがよいと考える。
- ハーバード大学のロースクール等、世界中から学生を受け入れる教育機関では、ある大学の成績評価方式における評価が、他の大学と比較してどのような価値を持つかを整理し、自前

	でデータベース化している事例もある。複数大学の履修履歴をデータベース化するサービスは、将来的に海外の顧客からも求められるのではないか。
--	---

2.1.3 <検討事例 3>タッチポイント技術を活用したマーケティングサービス

<概要>

施設（小売店等）に来場したお客様の店内の動き、及び施設横断（事業者横断）した動き等を一定期間において把握する仕組みを提供するモデル。



ユースケース前提について

相談者の業種・役割など	【本 WG 相談者の業種】 ■ 施設等の来場者の行動データ（タッチポイントログ）の取得・加工・提供等行う事業者 【本 WG 相談者の役割】 ■ タッチポイントサービスを提供する事業者が保有する施設等へタッチポイント端末を設置する。 ■ タッチポイントサービスを提供する事業者のスマホアプリ用のタッチポイント組込 SDK を提供する ■ 施設等に設置されたタッチポイントに、ユーザーがタッチポイント SDK のインストールされたスマートフォンを能動的にかざすことによってタッチポイントログを取得する。 ■ タッチポイントログに端末 ID をキーとして事業者横断して紐づけたデータをデータ利用事業者へ提供する。 【現状及び今後の展望など】 ■ 次年度以降の本モデルの事業化に向けた検討を実施中。
対象となるデータ	【本 WG 相談者が取得するデータ】 ■ 同一事業者のタッチポイントログ（端末 ID、タッチポイント ID、事業者 ID、アクセス日時、コンテンツ URL 等）

	【本 WG 相談者が提供するデータ】 ■ 事業者横断したタッチポイントログ
データの 利用目的	【データ利用事業者（小売店など）】 ■ 本 WG 相談者から提供を受けたタッチポイントログを用いて、ユーザーに（きめ細やかな）レコメンド情報の配信等を行う。
契約関係	【事業者アプリ利用に関する同意】 ■ ユーザー⇄データ利用事業者 【タッチポイント利用に関する同意】 ■ ユーザー⇄本 WG 相談者（タッチポイント組込 SDK インストール時） 【データ提供契約】 ■ 本 WG 相談者⇄データ利用事業者
本 WG での審議	
相談内容	1. 扱うデータの個人情報の該当性について 2. プライバシー等の観点からの配慮事項について 3. データ提供に関する同意取得方法について
WG 委員 からの回 答	1. 扱うデータの個人情報の該当性について ■ タッチポイントログは移動履歴に近いものとなるため、理論上無限に取得する場合は、個人情報として扱うべきである。 ■ 個人情報は全て厳格なルールの下で管理する企業も存在するが、個人情報であっても仮名化されている場合は扱いを緩和する等、段階を付けて社内のルールを定めればよいのではないか。 2. プライバシー等の観点からの配慮事項について ■ データを紐づける期間について、広告事業者はロケーション履歴データを永続的に保有するのではなく、失効させる期間を議論しており、業界内の相場も定まりつつある。この相場を参考にするとよいのではないか。 ■ オンラインでは提供範囲が必ずしも明確でないデータ利用も行われているが、リアルな空間ではデータがどこに提供され、どこからレコメンドが提供されるかを図示する等、丁寧に説明することが好ましい。オンライン広告における DMP (Data Management Platform) の動向を参考にするとよいのではないか。

- 本 WG 相談事業者がデータを集中管理し、許容されるデータ利用方法及び許容されないデータ利用方法を取り決めることが現実的ではないか。タッチポイントサービスにより取得したデータを既存保有データと無制限に紐付けると転々流通リスクが発生する等、想定されるプライバシーインパクトをデータ利用事業者へ説明し、必要に応じてデータの利用方法を契約で制限することが望ましい。また、データ利用事業者が既に DMP を保有していることも考えられ、タッチポイントサービスによる提供データが、どのようなデータと紐付けられるかを事前のプライバシー影響評価で考慮することが望ましい。

3. データ提供に関する同意取得方法について

- タッチポイント端末にスマホをかざすユーザーは、自身の情報が取得されること等を大まかに理解していると考えられる。加えてどの程度の情報がどこに提供されてレコメンドが表示されるのかをユーザーへ上手く示せば、本人同意の下でのデータ利用であるとみなすことができると考えられる。
- 事業者横断して紐づけたデータをデータ利用事業者へ提供する場合、情報収集モジュール（タッチポイント組込 SDK）の導入時に、個人顧客の同意を取得することに加え、オプトアウトの仕組みを持つことが必要である。広告業界の取組等を参考にして、アプリケーションからのオプトアウト方法を設けるのに加え、情報収集モジュールに係る本 WG 相談事業者のプライバシーポリシーを表示する Web ページの中にもオプトアウトの仕組みを設けるべきである。

4. その他について

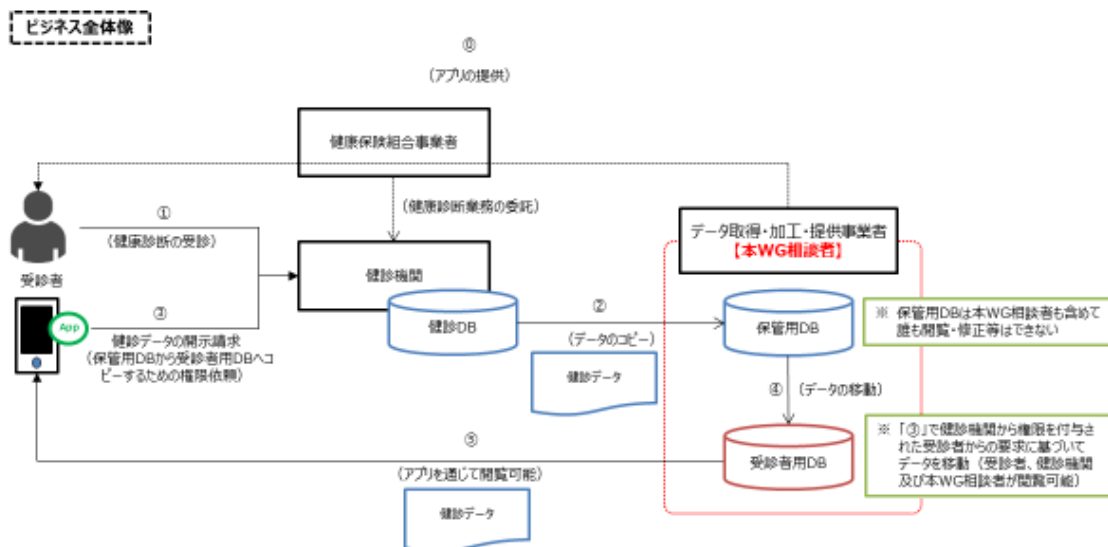
- 端末の固有 ID として、Android の場合、Android ID により紐付けが可能である。iPhone の場合、IDFV(Identifier For Vender)又は広告用の IDFA(Identification For Advertisers)が想定されるが、端末毎に一意的識別子を利用するアプリは Apple からリジェクトされるのに加え、広告用の ID はアプリ毎に ID が異なるため、端末 ID による紐付けができない。
- データ利用事業者が互いに他のデータ利用事業者におけるユーザーの行動を把握しようとする、双方の事業者において

	個人情報が次々に追加されることとなる。この時、各事業者はタッチポイントサービスを通じて、新規にデータを取得したと捉えられるか、各事業者は個人情報の第三者提供を受けたと捉えなくてはならないか問題となる。アクセスログに紐付け可能な端末 ID が含まれる場合、アクセスログの取得により各事業者は他の事業者における個人顧客の行動を自社のデータと紐付けて把握できる。第三者提供に当たる場合は、本 WG 相談事業者が、データ利用事業者に対して個人情報保護のために様々な依頼を行う必要が生じる可能性がある。 ■ ユーザーからデータ利用事業者に対する個人情報の削除依頼に伴い、本 WG 相談者側でも、オプトアウトの仕組みの他、当該データを利用しないようにすることが求められる。
--	--

2.1.4 <検討事例 4> 健康診断データの活用

<概要>

健康診断を受けた本人が健診機関から健診データを入手し、健診結果とその経年変化をいつでも確認できる仕組みを提供するモデル。



ユースケース前提について

相談者の業種・役割など	【本 WG 相談者の業種】 - 健康診断データの取得・加工・提供等を行う事業者 【本 WG 相談者の役割】 - 受診者用アプリ (健診機関に対して健康診断データの開示請求を行う機能、開示された健康診断データを閲覧する機能等を含む) を提供する。 - 健診機関に対し、健診データの保管用 DB を提供する。 - 保管用 DB は、本 WG 相談者も含めて誰も閲覧・修正等はいできない。 - 受診者に対し、受診者用 DB を提供する。 - 健診機関から権限を付与された受診者からの要求に基づいてデータを移動する。(受診者、健診機関及び本 WG 相談者が閲覧可能) - 受診者からの要求に応じて、本人の健診データを提供する。 【現状及び今後の展望など】 - 次年度以降の本モデルの事業化に向けた検討を実施中。
対象となるデータ	【本 WG 相談者が取得するデータ】 受診者の基本情報 (氏名、性別、メールアドレス等)

	■ 健診データ（保険者番号、健康診断受診記録等） ➤ 受診者が健診機関へ開示請求し、本 WG 相談者が預かる形式となる。 ■ 受診者の生活に関するデータ（睡眠時間、歩数の推移、既往歴等） 【本 WG 相談者が提供するデータ】 ■ 受診者の基本情報（本人から同意があった場合、健診機関へ提供） ■ 健診データ（受診者本人のみが閲覧可能）
データの 利用目的	【健診機関】 ■ 受診者に対して定期的な案内（健診スケジュール等）を行う等で、生活習慣の見直しや受診率の向上等につなげる。
契約関係	【健康診断に係る業務（委託）】 ■ 健康保険組合事業者⇄健診機関 企業⇄健診機関 【受診者用アプリ利用に関する同意】 ■ 受診者⇄本 WG 相談者 【サービス利用契約】 ■ 本 WG 相談者⇄健診機関
本 WG での審議	
相談内容	1. 受診者本人による健診機関への健診データの開示請求について 2. 本 WG 相談者と健診機関との契約形態について 3. 取得した健診データの管理に関する留意事項について
WG 委員 からの回 答	1. 受診者本人による健診機関への健診データの開示請求について ■ 健康診断データの保有者は、安全衛生面から健康診断(以下、健診)を指示する企業と、健診を実施する健診機関の両方であると考え。個人が健診を行った病院で、改めて受診した場合、当該病院は健診結果を参照せずに新たなカルテを作成することは考えにくく、健診結果を利用するものと考えられる。このとき、本人からの開示請求への回答や、本人の PDS となる本 WG 相談者へのデータ提供を行うことに問題はないと考える。 ■ 健診機関から本 WG 相談者へのデータ提供が行えない状況は正しくないのではないかと。まず、個人の権利と企業間の契約のどちらが優先するかという切り口が考えられる。ヨーロッ

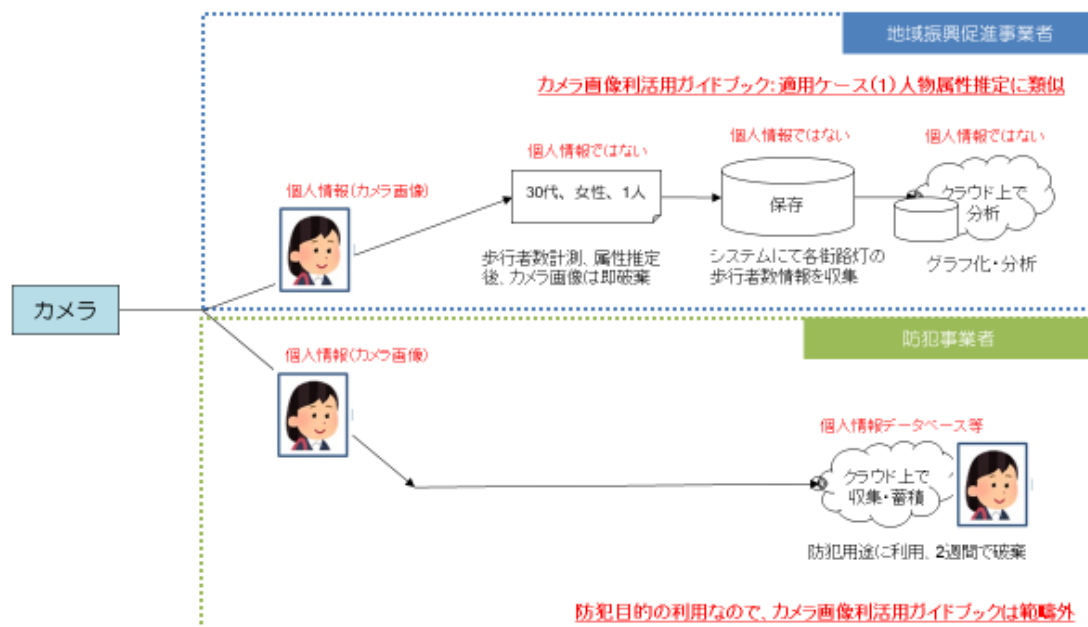
	パでは個人の権利が優先すると考えられるが、日本にはそのような制度が存在しない。次に健診データは、本人に利用許諾権が常に属するようなデータであると考えられるため、本人の利用許諾が無ければどの主体であっても健診データを利用できず、反対に本人の利用許諾があれば本 WG 相談者も健診データを利用できるのではないか。これらの権利や本人の利用許諾と比較すると、健康保険組合事業者による健診業務の業務委託に基づく主張は弱いのではないか。 ■ ある生命保険事業者のアプリでは、利用者が紙の健診結果を撮影した画像データにより健診データを生命保険事業者へ提供している。迂遠な方法と捉えていたが、この問題を回避する方法でもあると理解した。 2. 本 WG 相談者と健診機関との契約形態について ■ 本 WG 相談者と健診機関は再委託契約を締結すべきとの考えは、健保組合と健診機関の関係を重視し、受診者を軽視していないか。本 WG 相談者による健診データの利用は、健診により直接便益を受ける受診者の便益を高め、受診者と健診機関の関係を強化するものであることを強調するのがよいのではないか。 3. 取得した健診データの管理に関する留意事項について ■ 健診機関が保有する健診 DB と本 WG 相談者が保有する保管用 DB が分かれているのは妥当である。受診者の意向に関わらず、保管用サーバに健診データのコピーを作成し、セキュアにデータ活用が可能な状態にしておく仕組みの意義を、十分に理解して運用することが重要である。 ■ DB としてパブリッククラウドを利用している場合は、3 省 3 ガイドラインへの対応を検討するとよい。 4. その他について ■ データポータビリティの制度設計に留意する必要がある。健診業務の業務委託契約を重視する法制度では、健診機関に対してデータポータビリティを行使できない可能性があることを、関係者は留意してほしい。 ■ アメリカでは保険会社が医療費削減のために PHR 等の施策
--	---

	を進めている。日本の国民皆保険は良い制度だが、健保組合が医療費削減のインセンティブを持てるとより良い制度となるのではないか。 ➤ 医療費削減のインセンティブを持つ国(関係省庁)が、健診機関から本 WG 相談者への健診データ提供を困難にする解釈を示す必要は無いのではないか。セキュリティ確保は必要だが、誰の権利も侵害しない当該データ提供は認められるべきである。当該データ提供を困難にすることは、世界最先端デジタル国家創造宣言や日本再興戦略にも反するのではないか。本サービスに対する応援者を増やし、様々な方法で声を上げてほしい。
--	--

2.2.1 <検討事例 5>カメラ画像のマルチユース活用事例

<概要>

公道に設置されたカメラで撮影した画像を、異なる事業者が地域振興および防犯のそれぞれの目的のために活用するモデル。



ユースケース前提について

相談者の業種・役割など	【本 WG 相談者の業種】 ■ 地域振興を目的とする地域振興促進事業者 ■ 地域の防犯のためにカメラ画像を利用する事業者 【本 WG 相談者の役割】 ■ 公道に設置されたカメラを所有・管理・運営し、カメラから取得したデータを自動測定し、得られた人流データ（歩行者数、年齢、性別）を自ら収集・分析・管理することで、地域活性化のために用いる。 ■ 地域振興促進事業者が所有するカメラで撮影した画像の提供を受けて、クラウド環境で自らカメラ画像を収集・蓄積・管理し、防犯用途で利用する。 【現状及び今後の展開など】 2017 年より民地での実証実験を実施済。2020 年 3 月以降、公道での本モデルの事業実施を予定。
対象となるデータ	【本 WG 相談者が取得するデータ】 ■ カメラ画像（各カメラ設置エリア通過時に撮影される人物画像）

	■ 防犯目的の場合には、一定期間保管される。 ■ 地域振興目的の場合には、人流データの自動測定がなされた後破棄される。 ■ 人流データ（歩行者数、性別、年齢） ➤ 人流データは、システム上でカメラ画像から人物属性の推定を行い自動測定して取得され、計測データのみが保存される。 ➤ カメラ画像は、地域振興促進用と防犯用途でネットワークを分けて、双方からアクセスできないように制御する。
データの 利用目的	【地域振興促進事業者】 ■ 自ら管理するカメラで取得した画像から自動測定したデータをもとに、当該地域への来街者の属性や行動等に関する統計情報を作成し、地域振興のために活用する。 【カメラ画像利用事業者】 ■ 地域振興促進事業者が管理するカメラが取得した人物画像を含むカメラ画像を管理し、防犯のために活用する。
契約関係	【データ取得の同意取得】 ■ 来街者⇄地域振興促進事業者（カメラ設置場所における告知、ウェブサイトにおける情報発信） ■ 来街者⇄カメラ画像利用事業者（カメラ設置場所における告知）
本WGでの審議	
相談内容	1. 複数事業者によるカメラ画像マルチユースにおける事業者連携と配慮事項について 2. 複数事業者によるカメラ画像のマルチユースにおける事前告知・通知と配慮事項について
WG 委員 からの回 答	1. 複数事業者によるカメラ画像マルチユースにおける事業者連携と配慮事項について ■ それぞれの事業者が連絡先を掲示し、問い合わせに対応できる体制を構築する必要がある。 ■ 自らの事業に関する問い合わせ窓口を設置することに加えて、例えば、地域振興促進事業者に対して、防犯目的でのカメラ画像利用についての問い合わせが来た場合に「防犯カメラに関する問い合わせはここでは対応できない」等の対応がなされると不信感を抱かれかねない。双方が担当事業者の連

	絡先を伝える等、丁寧な対応が可能な体制の構築が求められる。 ■ 防犯目的での利用について、警察の捜査目的での防犯カメラの情報提供が常に許される訳ではない。過去の最高裁判決で違憲という判例がある等、デリケートな問題も出ている。警察に提出する情報は何なのか、どのような問合せにどう対応するのか、明確化する必要がある。 2. 複数事業者によるカメラ画像のマルチユースにおける事前告知・通知と配慮事項について ■ 防犯と人流測定の間方を一つのカメラで行うことの妥当性がある。どの地域でも起きうる話であり、その上で二つを分けて来街者へ事前告知・通知することは良いことだと考える。 ■ 現状では、何かあった時のために告知と必要事項を記載するという守りの姿勢がどちらかというと強く、来街者目線が少ない。 ➢ 来街者サイドからすると、カメラの設置箇所が分かりにくい場合に、設置を知った時点で、「今まで盗撮されていたのではないかと感じてしまうこともある。 ➢ カメラがあることを気にする方に対して、実施内容について説明を尽くす必要がある。 ➢ 来街者に何のメリットにつながるかも、明確に打ち出す必要がある。 ■ 事前告知・通知は、通行する人が見やすい位置に設置する必要がある。事前告知・通知の参考事例として、具体的なものを示すのは難しく、どこも試行錯誤をしながら進めている。全てを詳細に書くと量が多くなり、逆に来街者に伝わりにくい可能性もある。 ➢ ピクトグラム等のデザイン上の工夫も重要。 ➢ その場で知るべき最低限の情報を分かりやすく記載し、QRコードやURLを添付して詳しく知りたい人がアクセスできるようにすることは有効。 ➢ 現時点で今後の利用や展開が具体的に見通せて、来街者に十分な説明をすることが可能ならば、利用目的を全て記載するというのも1つの手法。 ➢ 掲示物に問い合わせ先をきちんと用意することが親
--	---

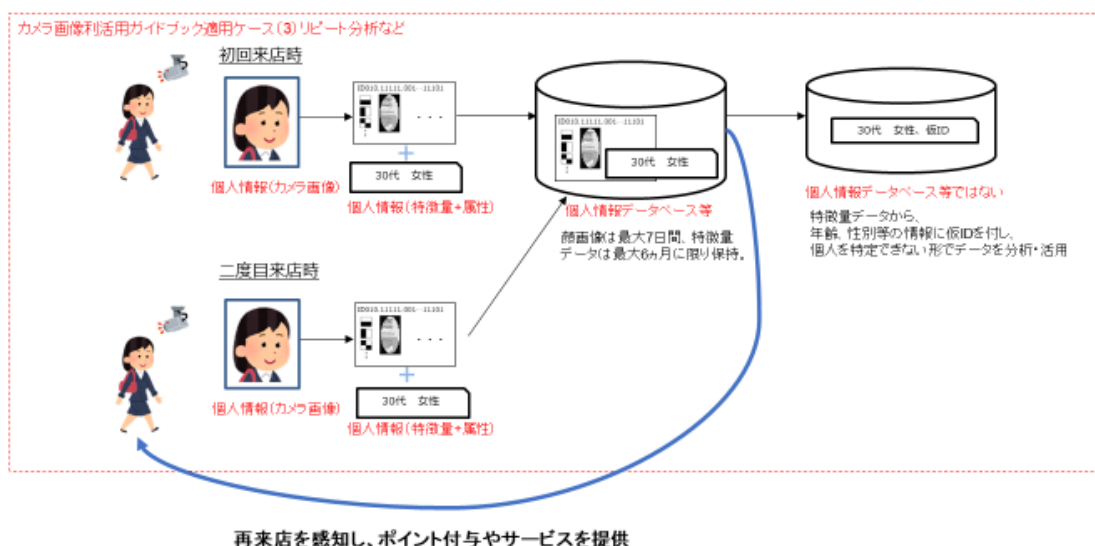
	切である。 ■ 来街者の多い地域の場合、通知の際の紙サイズや分かりやすさの重要性以上に、ステークホルダーへ通知する姿勢が重要となる。 ➤ カメラ画像を取得する対象の集団の属性を考慮し、相互理解構築のためにコミュニケーションの努力をする必要がある。 ➤ 若い人の多い地域と、高齢者の多い地域とでは告知の仕方も異なってくる。 ➤ 形式的に行うのではなく、町のブランドと共に取組を進めることができるとよい。第三者に理解を得られるよう説明できる体制を整えることが重要である。 ■ プライバシーインパクトを重んじると、識別性が高い状態であれば個人データに近いという考え方がある。撮影される側からすると、たとえ識別の粒度が粗くても、複数台のカメラが連続で機能することで、追跡・追尾可能であるということに不安を感じる人もいるので、その点も配慮すべき。 ■ どの自治体・地域であっても本モデルのようなケースが起こり得る。特に、このような営みは商店街等の地域振興推進事業の運営上必要なこととして、その必要性を主張すべき。 ➤ カメラ画像から個人を特定しないことが生活者にとって理解されにくい点があるが、そこは技術的手段で担保可能。正しいことをしているのであれば、社会的認知を得られるものと考えて、堂々と説明するのが良い。 ➤ 世間的にナーバスになっている中ではあるが、このような取組を進めていく意義がある。
--	--

2.2.2 <検討事例 6>

カメラ画像を用いた顔認証によるポイント付与とサービスの提供

<概要>

店舗に設置されたカメラで撮影した画像から個人の特徴量を抽出し、顔認証を行うことによりポイントの付与とサービスの提供をするモデル。



ユースケース前提について	
相談者の業種・役割など	【本 WG 談者の業種】 ■ AI ベンダー 【本 WG 相談者の役割】 ■ 店舗との委託契約に基づき、店舗に設置されたカメラで撮影した画像から個人の特徴量データを取得、保持し、再来店時にカメラから取得された画像と照合、識別した個人に対して、ポイントの付与やサービス提供のための技術を提供する。 【現状及び今後の展開など】 ■ 店舗での実証実験の実施
対象となるデータ	【本 WG 相談者が取得するデータ】 ■ カメラ画像（店舗内に設置されたカメラで撮影される人物画像） ➢ 最大 7 日間保持し、特徴量データ取得後削除する。 ■ 特徴量データ ➢ 個人がオプトアウトした場合は特徴量データも削除する。

	➤ 最大で6か月間保存する。 ■ 特徴量データから推定した属性情報に仮IDを付し、個人を識別できない形で分析・活用したデータ
データの 利用目的	■ 店舗に設置されたカメラで取得した画像から、特徴量データを取得、最大で6か月間保持し、再来店時にカメラから取得された画像を照合し、個人を識別することで、ポイントの付与やサービスの提供を実施する。 ■ 特徴量データから属性推定、動線情報、リピート分析を実施し、店舗のサービスの向上に用いる。
契約関係	【データ取得のための通知】 ■ 来店者⇔店舗（店舗のカメラ設置場所における通知、ウェブサイトにおける情報発信） ■ 店舗⇔AIベンダー（委託契約に基づく技術提供）
WGでの審議	
相談内容	来店者に対する通知と配慮事項について
WG委員 からの回 答	1. 来店者に対する通知について ■ Webページや通知のツールのひな型を顧客企業となる店舗にAIベンダーが提供している（ひな形の使用を推奨しているわけではなく、あくまで、自社で通知のツールの作成が困難な場合に使用していただくことを想定している）。 ➤ 来店者の視点に立つと、店舗が取得主体であることを想定していなかった、という感覚になる可能性がある。AIベンダーが、技術提供をしている立場ということを知りやすく表示できるとよいのではないか。 ■ 通知のツールについては顧客企業である店舗に貼るように求めることになるので、詳細を記載しようとする顧客企業側の手間を掛けさせることになり対応してもらえない場合もある。 ➤ 現状の対応としては、AIベンダーが、きちんとした通知のツールを用意し、問い合わせ先を引き受けている。 ➤ 事前告知や通知のツールを作成して顧客に配布する、という取組のように、顧客企業が取るべき取組の認識改善に努めることは、今後もAIベンダーの役割として期待したい。 ■ 店舗側に来店状況を把握されることを気持ち悪く感じる可能

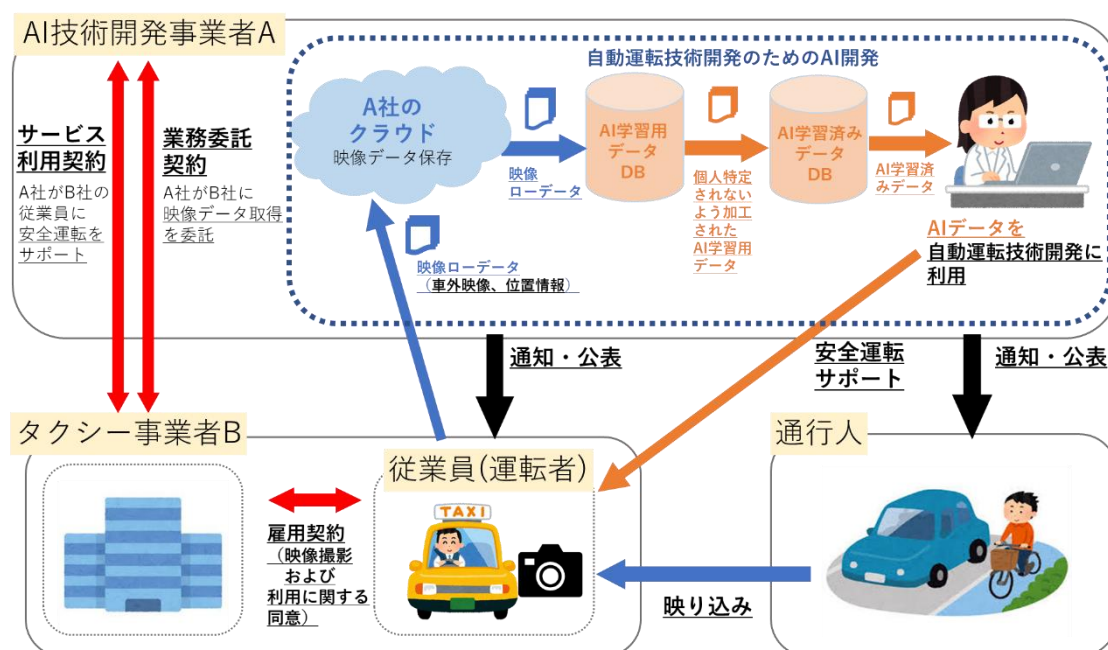
	性もある。サービスの展開の仕方にもよるが、炎上しかねないため配慮が必要な場合もありうる。 ■ 再来店時サービス提供等、特定の個人を識別して個人向けに何らかの具体的なサービスを返すことを目的にする場合には、最新のプライバシーの流れや社会受容性を注視し、サービス内容によってはオプトイン型も含めて検討することも必要となり得る。来店者が享受するメリットについて、「コンピュータが顧客の顔を覚えて楽しくご利用いただけるように活用する」等、そこまで踏み込んだ事前告知や通知を行えば、来店客との認識の齟齬が生じにくくなるのではないかな。 2. 特徴量データの保存期間について ■ 特徴量データと紐づけた ID を 6 ヶ月を超えて保有し続けるのであれば、個人データを 6 ヶ月を超えて保有することとなるため、保有個人データとして対応が必要となる。
--	--

2.3.1 <検討事例 7> ドライブレコーダー映像の利用流通に関するご相談

<概要>

AI 技術開発事業者が、「自動運転における物体の認識」と「運転者の安全運転」を目的として営業車両保有事業者にドライブレコーダーの映像データ取得を委託する。取得した映像データを AI の学習用データとして利用するモデル。

(図)



ユースケース前提について	
相談者の業種・役割など	【本 WG 相談者の業種】 ■ AI 技術開発事業者 A 【本 WG 相談者の役割】 ■ タクシー事業者 B との委託契約に基づき、ドライブレコーダーで撮影した映像をもとに、学習データを作成し、自動運転における認識等の AI 技術開発を行う。 【現状及び今後の展開など】 ■ 実サービスとしての提供を検討中
対象となるデータ	【本 WG 相談者が取得するデータ】 ■ 従業員（運転者）の運転中にドライブレコーダーで常時撮影した車外映像 ■ 車内音声 ■ 位置情報

	➤ 上記3つのデータはA社のクラウドサーバに保存される。AI学習データとして利用するために、映り込んだ通行人等の個人が特定できないよう加工しデータベースに保管する。
データの 利用目的	【AI技術開発事業者A】 ■ 映像に映り込んだ通行人個人を特定せず、人は人、道路は道路と認識する「自動運転における物体の認識等」を可能にするAI技術開発を行う。 ■ 従業員（運転者）の安全運転をサポートする。
契約関係	【データ取得】 ■ AI技術開発事業者A⇔タクシー事業者B (AI技術開発事業者Aがタクシー事業者Bに、映像取得を業務委託の締結) ■ タクシー事業者B⇔運転者（タクシー事業者Bの従業員） (映像の利用について雇用契約にて許諾) 【安全サポートの提供】 ■ AI技術開発事業者A⇔タクシー事業者B (AI技術開発事業者Aがタクシー事業者Bに安全運転サポートのサービスを提供することにつき、サービス利用契約の締結)
WGでの審議	
相談内容	1. ドライブレコーダーで撮影した映像が、個人情報・個人データに該当するか 2. データの取得主体の義務 3. 撮影の際に必要な通知及び公表内容とその方法 (1) AI技術開発事業者Aから通行人への通知および公表内容とその方法 (2) AI技術開発事業者Aからタクシー事業者Bの従業員（運転者）への通知および公表内容とその方法
WG委員 からの回 答	1. ドライブレコーダーで撮影した映像が、個人情報・個人データに該当するか ■ ドライブレコーダーのカメラの解像度が高いので、個人が特定される。 ■ 「個人情報」は個人を特定できる情報であり、「個人データ」は、個人情報を検索が可能なように整理したものを示す。 ■ WGでは、ドライブレコーダーで撮影した画像の法的性質については意見が分かれたが、本事案においては、個人データお

よび個人情報どちらであっても、事業者がすべきことは変わらないとのことで意見が一致した。

- 法律論として「ベタで撮影している動画は個人データではなく個人情報である」と言うことは出来る。
- 今回は、個人識別符号に変換可能な情報で、検索可能な形に変換出来るので、個人データを取得していることになる。個人データでないから取扱い事業者の義務規定を逃れて公表しないというのは誤りであり、炎上の原因になるため、十分に配慮した形で運用した方が良い。

2. データの取得主体の義務について

■ 「いつ」「誰が」「どこにいた」という情報はプライバシーインパクトが大きい可能性もある。データの利用目的上、位置があまり関係ないなら、位置情報がわからないように加工して保管・処理するというのはデータミニマイゼーションという観点からは大事

- 今回のケースは、AI 技術開発事業者 A からタクシー事業者 B にデータの取得を委託しているため、事業者 A が通行人から同意をとらないといけないわけではない。
- ただし、A 社が B 社に委託して、映像を取得するという業務委託形式の場合には、防犯カメラのような目的の告知・公表は、難しい。
- Google ストリートビューは明らかに撮っていると分かるが、一般車やタクシー、営業車の場合には、通行人は撮影されていることを認識できないので、公表に課題がある。
- 重要なのは、取得の目的と使い方を丁寧に説明して理解してもらうことである。車体を見た一瞬の「誰に」「映像が撮られている」ことがわかるという点は重要ではない。
- ☆ 車体にロゴと「データ取得をしています」という表示だけがされても、それだけの情報では通行人はデータ取得主体企業の認知があるかどうかに関わらず、「自分の映像が撮られているのか」と

不安になり炎上する可能性がある。

- 通行人が撮影についての情報を確認する際に、知名度の高い企業名を前面に出すことで認知されやすくなるという点もある。そのため、A 社 B 社の知名度を考慮した上で、データ活用のスキームを組み、公表を行うことで理解促進を図ることも可能となりうる。より知名度の高い企業をデータ取得主体とすることで、関心を持った通行人がその企業の Web サイトに向かいやすくなるため、公表の実効性が期待される。

3. 撮影の際に必要な通知および公表内容とその方法

(1) AI 技術開発事業者 A から通行人への通知および公表内容とその方法

- カメラ画像利活用ガイドブックに準拠し、車上にデータ取得と利用目的を記載し、写り込む者と運転者に対して表示することに加えて、データ取得主体が web サイトで公表する必要がある。公表内容については、通行人のプライバシーリスクに応じた対応が求められる
 - 通行人のプライバシーリスクが高い場合、将来 AI 技術に使われる可能性があるとなると、同意が得られない可能性があるので、利用目的は明確にした方がよい。ドライブレコーダーが様々なデータを取得し、その流通にはインパクトがあるということが一般人にも理解されてきている。「ドライブレコーダーが何を」「どこに情報が行くか」というのが、その都度、明確に理解できるような状況を作る必要がある。「データをどう使うか、どこまで使うか」ということが明確に通知されることが必要である。
 - 通行人のプライバシーリスクが低い場合、通行人が、その瞬間には撮影されている旨や取組を理解しなかったとしても、撮影されていたことを知った後に、対応が可能ではないか。例えば、本事例における取組がニュースで流れたときに、ウェブサイトで確認可能な状態にすることでフォローするというやり方もあるのではないかな。

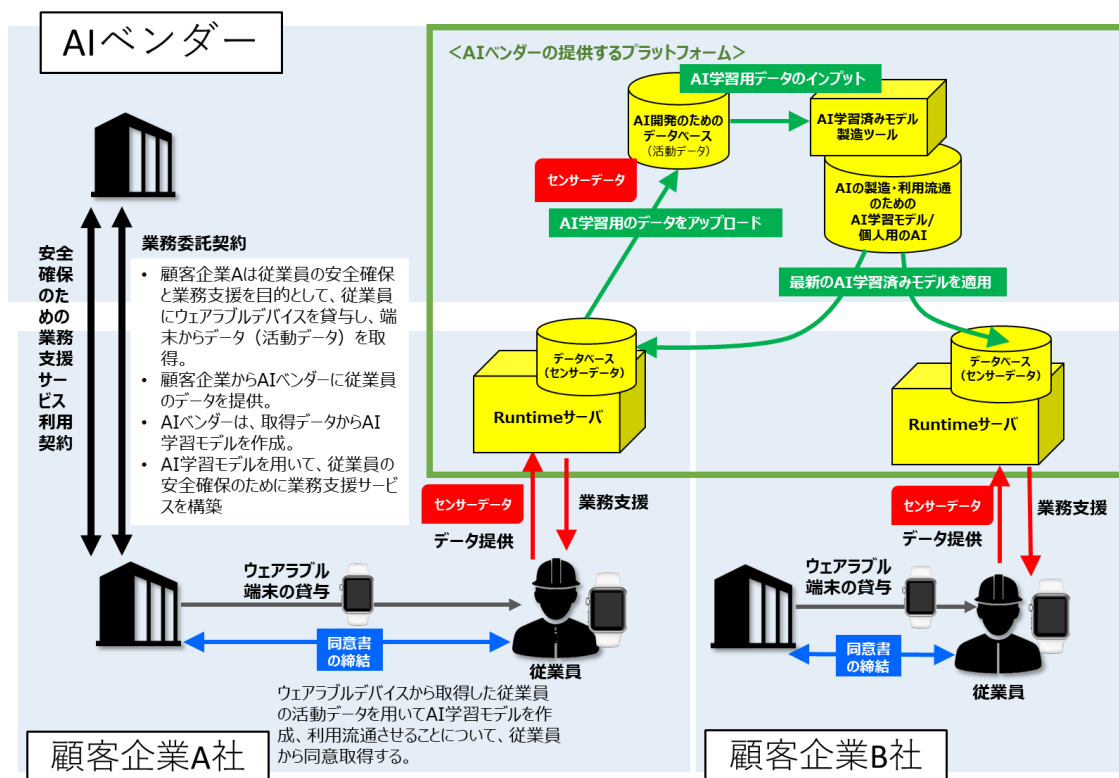
	➤ 利用目的が今後広がるのであれば、利用目的を限定的な同意にするのではなく、汎用性のあるデータとして進める方が、今後のデータ流通の広がり方としては良いのではないか。 (2) AI 技術開発事業者 A からタクシー事業者 B の従業員（運転者）への通知および公表内容とその方法 ■ 運転中の従業員が映像に映り込む可能性もあるため、配慮が必要。 ■ A 社がデータ取得主体なので、本来は A 社と従業員（運転者）との契約があるべき。B 社と従業員（運転者）の雇用関係で曖昧にするべきではなく、A 社がどこまで責任をもつかを明確にしたほうが良い。A 社から B 社の従業員（運転者）向けに説明会等を開催するなどして、信頼関係を構築する必要がある。または、「ドライブレコーダーのデータが誰にどのように利用されるのか流れるのか」という内容を、ETC カード挿入の音声アナウンスのように案内をする等の対応を検討すべき。 ➤ 休憩時間等のデータの扱いのケア等も考えて、必要に応じて従業員（運転者）から同意をとるべき。
--	--

2.3.2 <検討事例 8>個人の動体に特化した AI モデルの開発と利用流通

<概要>

AI ベンダーが、業務委託契約に基づき、顧客企業の従業員が装着するウェアラブルデバイスから取得した従業員の動体データをもとに、個人の動体に特化した AI 学習済みモデルを開発する。作成した AI データをもとに業務支援を実施する。

顧客企業 A との契約に基づき作成した AI 学習済みモデルを、別途業務委託契約を締結した顧客企業 B への業務支援のために利用するモデル。



ユースケース前提について

相談者の業種・役割など	【本 WG 相談者の業種】 ■ AI ベンダー
	【本 WG 相談者の役割】 ■ 顧客企業 A 社との業務委託契約に基づき、A 社の従業員への業務支援と安全管理のためのサポートを行う。 ■ 顧客企業 A が従業員に貸与したデバイスから取得したデータをもとに、従業員個人に特化した AI 学習済みモデルを開発、それを利用して業務支援と安全管理サポートを実施する。 ■ 開発した AI 学習済みモデルのデータを、別途業務委託契約

	を締結した、B社の従業員個人に特化したAI学習済みモデルの開発のために利用する。
対象となるデータ	【本WG相談者が取得するデータ】 ■ ウェアラブルデバイスから取得したデータ(活動データ) ➤ AI学習用データとして使用するため、顧客企業のサーバーを介して、データベースに保管する。 ■ 各企業の従業員個人に特化したAIデータ ➤ AIはアルゴリズムであるため、従業員の個人データは保有しない。
データの利用目的	【本WG相談者】 ■ 顧客企業に提供したウェアラブルデバイスを従業員に装着してもらい、そこから取得したデータを基に、従業員個人の動体に特化したAI学習済みモデルを開発し、業務支援を行う。 ■ 製造したAI学習済みモデルは、他の従業員のAI学習済みモデルと共に保管し、他社の従業員に特化したAI学習済みモデルを製造する際の素体として使用される。
契約関係	【業務委託契約】 ■ 顧客企業⇄本WG相談事業者 (委託契約に基づく業務支援サービスの提供) ■ 顧客企業⇄顧客企業の従業員 (ウェアラブルデバイスから収集されたデータの安全管理目的での利用とそこから作成したAI学習済みモデルの利用について、同意書を締結する)
WGでの審議	
相談内容	1. 個人の動体に特化したAI学習済みモデルの個人情報該当性 2. 顧客企業と共同開発したAIデータの権利関係 3. 顧客企業の従業員から個人データ利用の同意を取得する方法と配慮すべき従業員のリスクについて
WG委員からの回答	1. 個人の動体に特化したAI学習済みモデルの個人情報該当性 ■ 個人の動体を学習したAI学習済みモデルは、個人のIDに紐づいており、個人識別符号と個人情報に該当する可能性もあるため、個人情報保護法の対象になる。したがって従業員個人にデータの利用目的を説明し、同意を得る必要がある。 ➤ 経済産業省が発行している「AI・データの利用に関する契約ガイドライン-AI編」では、「AI学習済みモデルを利用した個人向けサービスを提供する場合に

	は、生データ等の処理について、個人情報保護規制にも留意する必要がある」との記載がある。 ➤ 類似の動体を学習した AI 学習済みデータを識別するという類似計算が可能なモデルで、「属性推定」に該当する。したがって個人識別が可能になるので注意する必要がある。 ■ 特定個人に特化しない AI 学習済みモデルでも、同じ数値を検知する場合もある。 2. 顧客企業と共同開発した AI データの権利関係 ■ 経済産業省が発行している「AI・データの利用に関する契約ガイドライン-AI 編-」では、「既存の学習済みモデルを利用するサービスの場合、当該学習済みモデルにかかる権利は、当該モデルを提供するベンダーに帰属し、ユーザーはベンダーとの契約内容に従い一定の利用権を得るものである。」との記載があり、契約時点で、個人の動体を学習した AI データの所有権を、ベンダー企業に帰属することが出来る。 ➤ 顧客企業との契約の中で、利用権を設定して制限しない限り、AI データの利用権は誰にでも帰属される。 ➤ ベンダー企業とユーザー企業の間で、取得した AI データについて、利用目的と範囲、権利の帰属先を契約で合意する必要がある。 ➤ 顧客企業の従業員がデータ主体であれば、同意を取得することで、法的な課題は解決できる。 ➤ データポータビリティの観点から、データ主体の従業員が、転職先でも AI データを使えるのか検討する必要がある。 3. 顧客企業の従業員からの個人データ利用の同意取得する方法と配慮すべき従業員のリスクについて ■ 個人に特化した AI データに対して、データ主体の従業員に知的財産権は帰属しない。 ➤ 個人データの一部にはなるため、第三者提供を行う際には、従業員から許諾を得なければならない。 ➤ データの利用目的についても理解が得られるように説明した方が良い
--	---

	■ 安全管理の業務支援を目的とするからといって、データ主体から許諾を得ず、個人データを再利用するというのは乱雑な対応である。 ➤ 個人データを再利用する場合は、目的に具体性を持たせて、そのためのデータ改変や動作検知等のデータを新規取得する場合、通知しなければならない。 ■ プライバシー・ノーティス（通知）の書き方については、経済産業省が発行した「通知と同意のガイドライン」を基にした、ISO/IEC29184 が参考になる。 ■ 個人データを収集するウェアラブルデバイスの装着を、業務中の義務にするのであれば、安全管理を目的とする旨を従業員に説明する必要がある。
--	---

3. おわりに

本 WG は 2016 年度から実施しており、2020 年 5 月までに合計 33 の個別事例の相談を受けている。2017 年度までの個別相談事例については、「新たなデータ流通取引に関する検討事例集 ver2.0」として取りまとめ、公表している。

➤ 新たなデータ流通取引に関する検討事例集 ver2.0
<https://www.meti.go.jp/press/2018/08/20180810002/20180810002.html>

なお、本 WG では、事業者から相談があった時点で制定されている関連法制度（個人情報保護法等）や、その他の国内外動向等に基づいて本 WG 委員から助言を行っていることを踏まえて参照いただければ幸いである。²

² そのため、2018 年度以降の相談事例については、分冊として公表することとした。